

労働者派遣法に基づくマージン率の公開  
【事業年度：2020/4/1～2021/3/31（令和2年度）】

平成24年10月1日の労働者派遣法改正により、派遣元事業主は毎事業年度終了後、マージン率を公開することが義務付けられました。（派遣法第23条第5項）  
マージン率とは、派遣先から受け取る派遣料金に占める派遣料金と派遣労働者に支払う賃金の差額の割合です。  
このマージン率は、以下の計算式で算出されます。

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

（当該割合に小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入する）

## 【事業所別の情報公開】

## ■東京本社

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-2 大同生命霞が関ビル18階

派遣労働者の数	176名
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	79社
派遣料金の平均額	1日8時間あたり 25,388円
賃金の平均額	1日8時間あたり 17,254円
マージン率	22.7%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning（職能・職務・スキルアップ等）
雇用安定措置を講じた人数	15名
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	なし

## ■関西支社

〒541-0042 大阪府大阪市中央区今橋4-4-7 京阪神不動産淀屋橋ビル2階

派遣労働者の数	2名
労働者派遣の役務の提供を受けた者の数	2社
派遣料金の平均額	1日8時間あたり 17,909円
賃金の平均額	1日8時間あたり 12,743円
マージン率	11.4%
教育訓練に関する事項	入職時研修：安全衛生教育、その他就労に有効な教育（有給） 年次研修：e-learning（職能・職務・スキルアップ等）
雇用安定措置を講じた人数	0名
その他労働者派遣の業務に関し参考となると認められる事項	なし

## 【マージン率に含まれる派遣事業運営に必要な経費について】

社会保険料	健康保険、厚生年金保険、介護保険、子ども手当拠出金、雇用保険、労災保険など事業主が負担するもの
有給休暇費用	年次有給休暇取得時にかかる費用
健康診断費用	一般診療および生活習慣病検診の受診費用
募集経費	派遣労働者の募集にかかる広告費（インターネット、ほか求人媒体）
就業管理費用	派遣労働者の就業にかかわる費用（派遣先紹介、教育訓練など）
営業費用	営業および内勤社員の人件費および営業活動費、事務所費、通信費等